

事務所だより 8月号

西田成希税理士事務所

〒659-0053
 芦屋市松浜町 6-14-2
 Tel: 090-7490-7396
 Fax: 0797-78-6488



葉月の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

7/25に新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種をしてきました。2回目の接種が昨年9/1でこの5/1から3回目の接種が可能でした。第6波のあと感染者数も落ち着いていたので「このまま接種せずに収束するのでは？」と淡い期待を抱いていたのですが…。そうしたら感染急拡大です。これだけ感染者が増えているのなら「無症状なだけで既に感染しているかも」と、ワクチン接種前に抗原定性検査とPCR検査を受けましたが、結果は「陰性」。こちらも期待はむなしく、3回目のワクチン接種となりました(^;)。

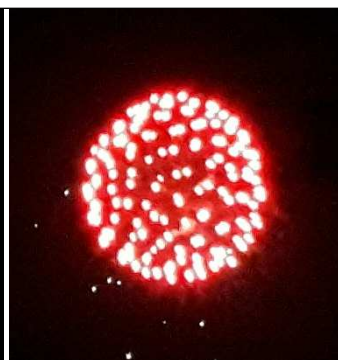


怖かったのは副反応です。3回目の接種を受けた人に聞くと「3回目が一番ひどかった」という方が多いではないですか！今までの2回のワクチン接種でも、ちゃんと人並みに副反応が出ている私。案の定、今回もしっかり熱(38.3℃)が出ました。「頭が痛い」や「だるい」ということはなかったのですが、それでも翌日は一日中寝ていました。ちなみに私は3回ともファイザー製でした。モデルナ製だったらもっと酷かったのでしょうか。新型コロナウイルス、いい加減収まって欲しい。本当に嫌になります。

こんな中ですが、7/23(土)に2年ぶりに芦屋サマーカーニバルの花火が打ち上げられました。一昨年は10月にサプライズ花火としての打ち上げでした(昨年は打ち上げなし)。今年は、縁日なし(縁日が出てたのは知らなかったです)、無料観客席なし(有料観客席はある!)、での開催でした(いかんせん行ったことがないので(^;))。私はワクチン接種前でしたので、家のベランダから観覧。地面近くの仕掛け花火は見えませんが、打ち上げられた花火はしっかり見えます。十分満足できました。コロナ前が戻ってくるのは嬉しいことですが、これでまた新型コロナウイルスの感染者が増えるのでしょうかね(ついに兵庫県でも1万人突破)。

では、事務所だより8月号をお送りします。

スマホで撮るとこんなものでしょうか(^;) 余所見していて音がしてから、慌てて打ち上げ方向を向く、という凡ミスもありましたが(>_<)。



☆ お知らせ (2022年8月の税務)

| 期 限 | 項 目 |
|-------|---|
| 8月10日 | 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 |
| 8月31日 | 6月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税> |
| | 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税> |
| | 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税> |
| | 12月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分) |
| | 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税> |
| | 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税> |
| | 個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告 |
| | 個人事業税の納付(第1期分)(8月中において都道府県の条例で定める日) |
| | 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)(8月中において市町村の条例で定める日) |

☆ 日本版インボイス制度～クレジットカード明細での仕入税額控除～

今月から具体的な取引内容についての対応を見ていきます。注意しないといけないことが多すぎて、どこから書けばいいのか悩みますが、個人的に一番大事だと思っているところから。

来年10月1日から始まるインボイス制度では、仕入税額控除をしようとするならば、インボイスの保存が免除される場合を除き(後日取上げます)、必ずインボイス(適格請求書)が必要となります。では、経費をクレジットカードやスマホで決済したものはどうなるのでしょうか?

今までは、カード会社から発行される明細やスマホのキャリアの請求明細で処理できていたが、10月1日からはそれができなくなります。なぜ？

3月号で書いた通り、インボイスには下記6つの事項の記載が必要でした。

- ① インボイス発行事業者の氏名（名称）と登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額と適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名（名称）

これをクレジットカード会社の明細に当てはめると、①のインボイス発行事業者はクレジットカードを利用したお店になります。当然、クレジットカード発行会社とは違います。この時点でクレジットカード明細はインボイスとはなりません(お店が発行したものではないから)。

では、仕入税額控除をするためには、何をもらって保存しておけばいいのでしょうか？結果として、クレジットカードを利用したお店が発行する領収書を受け取って保存しないとイケません。ネット通販を利用した場合は、電子データ(PDF)を保存しておいてください。もちろん上記①から⑥の記載がないとイケません。

ここで注意点です。クレジットカード明細は保存しなくてもよいのでしょうか？これがややこしいのですが、クレジットカード明細の保存も必要です。こちらは、消費税の問題ではなく、法人税や所得税での問題です。特にクレジットカード明細をWebで取得した場合には、電子帳簿保存法での保存が義務付けられます。

これらの取扱いを表にまとめました。

| 制度 | 明細等の種類 | 時期 | | |
|-------------------|-----------------------------|---------------------------------|-----------------------|------------------------|
| | | 令和5年9月以前 | 令和5年10月以降 (インボイス後) | 令和6年1月以降 (電子帳簿保存法後) |
| 電子帳簿保存法 (電子取引) | Web明細 (カード会社発行) | 必要 | | 必要 (書面不可 ・電子保存) |
| | 領収書等データ (店舗等発行) | | | |
| 消費税法 (仕入税額控除) | Web明細 ・紙の明細 (カード会社発行) | 不要 (ただし、電子帳簿保存法で必要なので結局「必要」) | | |
| | 領収書等データ (店舗等発行) | 不要 | 必要 | |
| | 紙の領収書 (店舗等発行) | 必要 (3万円未満は不要) | | |

となります。要はすべて保存が必要ということになります。

さて、ネット通販を利用する場合、こんなことはありませんか？

仕事で使うものをネット通販で買いたいけど、自分は詳しくないから詳しい人(例えば子供)に買ってもらい、子供から購入内容の書いてある書面やネット通販店舗の領収書もらった。これは仕入税額控除できるのでしょうか。

子供からもらった書類の宛名が誰になっているか、により仕入税額控除できるかどうか別れると思います。必要な記載事項に「⑥交付を受ける事業者の氏名」があります。これは、領収書の宛名のことです。ここに子供の名前が書かれていると、子供で仕入税額控除できるが、自分の会社ではできない、ということになります。このあたり、どこまで厳格に適用されるのか分かりませんが、領収書等の宛名を会社の名前にして発行してもらうことも必要かと思います。(少し前からAmazonで法人契約ができるようになりましたが、このインボイスの問題をクリアして、会社での購入について仕入税額控除できるようにしたかったのかもしれないね。)

他にクレジットカードでの支払いの代表として、高速道路などの有料道路利用料はどのように決済されているのでしょうか。クレジットカード会社が発行しているETCカードを利用されている方が多いのではないのでしょうか。

クレジットカード明細にETC利用料と明記されていたり、カード会社によっては利用区間も記載されます。しかし、先ほど書いたとおり、クレジットカード明細では、仕入税額控除できません。というのもインボイス発行事業者は、西日本高速道路などの有料道路事業者でないといけないからです。では、ETCを利用して有料道路を使った場合は、どのような書類を取得して保存すればいいのでしょうか。

少し整理しますが、ETCを使わずに料金所で現金で支払うこともあります。このときは、その領収書がインボイスとなりますので、受取って保存しておいてください。また料金所でクレジットカードで支払うこともできます。このときは、領収書のような「利用証明書」をくれますので、こちらを受け取って保存してください。

ETCカードの場合に戻ります。ETCカードと言っていますが、ETCカードには3つの種類があります。

- ① ETCクレジットカード
- ② ETCパーソナルカード
- ③ ETCコーポレートカード

です。①は高速道路の会社6社で運営する「ETC利用照会サービス」に登録することで、「利用証明書(PDF形式)」、「利用明細(PDF形式)」、「利用明細(CSV形式)」の電子データを保存し、出力することができます。インボイスとして認められるのは、「利用証明書(PDF形式)」となります。毎月「ETC利用照会サービス」にアクセスして「利用証明書」を保存する必要があります。

次回、残りの「ETCパーソナルカード」と「ETCコーポレートカード」について書きます。

ちょっと愚痴らせて下さい…。

消費税の経理処理については、軽減税率が施行されて今までの倍以上の手間がかかるようになりました。さらにインボイスが始まると業務がパンクしそうな気がします(;_;)。